

福岡県公報

平成26年1月21日
第3565号

目次

告示（第31号 - 第35号）

○土地収用法に基づく事業の認定	（用地課）	1
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課）	3
公 告		
○県営土地改良事業の換地計画	（農村森林整備課）	3
○県営土地改良事業の換地計画	（農村森林整備課）	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	（社会活動推進課）	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（社会活動推進課）	4
○平成25年度種苗生産事業者講習会の開催について	（林業振興課）	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	（社会活動推進課）	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（社会活動推進課）	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（社会活動推進課）	6

告示

福岡県告示第31号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

- 起業者の名称
学校法人渡邊学園
- 事業の種類
専修学校コンピュータ教育学院大橋校駐輪場及び駐車場整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
福岡県福岡市南区内向野二丁目地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に準ずるその他の教育のための施設」に関する事業に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である学校法人渡邊学園は、平成9年8月22日に私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第31条の規定により、福岡県知事の認可を受けており、また、本件事業の実施についても、平成25年3月26日開催の学校法人渡邊学園理事会において承認を得ていることから、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。
また、学校法人渡邊学園は、平成25年度予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、学校法人渡邊学園が福岡県福岡市南区内向野二丁目地内において、専修学校コンピュータ教育学院大橋校駐輪場及び駐車場を整備するものである。
専修学校コンピュータ教育学院大橋校（以下「本学院」という。）は、自動二輪及び自転車を通学手段とする学生が多いにもかかわらず、本学院の敷地内には、10台分の駐輪場しか確保できていない。そのため、本学院の周辺の建物等の敷地及び歩行者道に不法駐輪が多発するなど、周辺住民の生活環境を著しく悪化させ、また

、歩行者等の通行の障害となっているところである。

また、本学院は、学生の移動時に使用する大型バス1台、マイクロバス1台及び本学院が校用として使用する自家用車4台を所有しているが、学校敷地が狭く、現在、自動二輪、自転車、バス及び自家用車が約240平方メートルの同一敷地内に混在して駐輪及び駐車しているところであり、さらに、学校敷地内の既存の駐輪場（以下「既存の駐輪場」という。）が当該駐車場の奥に位置しているため、既存の駐輪場を利用する学生等が本学院の建物に入るためには当該駐車場を通らなければならない、学生等の自動二輪、自転車、本学院所有のバス等の出入りと既存の駐輪場を利用する学生等の歩行路がふくそうしていることから、非常に危険な状態であり、早急な駐輪場及び駐車場の整備が必要不可欠な状況となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、本学院の周辺の建物等の敷地及び歩行者道への不法駐輪が解消され、また、本学院の既存の駐輪場を利用する学生等の安全な歩行路が確保され、さらに、自動二輪及び自転車を通学手段とする本学院の学生の利便性が図られるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財などは見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、施設利用者の安全の確保、学生の利便性、事業費の面などから3案について検討を行ったうえで、本学院に隣接し、施設利用者の安全が確保され、学生の利便性にも優れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、不法駐輪により周辺住民の生活環境及び歩行者等の通行の障害となっているだけでなく、学生の安全が脅かされ、また、学生に不便をかけているこ

とから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、学校法人渡邊学園から申請のあった専修学校コンピュータ教育学院大橋校駐輪場及び駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市南区役所（総務課）

福岡県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年1月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	下山田 確 井 線	嘉麻市下山田834番3先から 嘉麻市下山田844番1先まで

福岡県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	南 関 大牟田北 線	前	大牟田市大字上内1249番1先から 大牟田市大字上内1467番1先まで	12.0 ～ 44.0	670.2
			後	大牟田市大字上内1249番1先から 大牟田市大字上内1467番1先まで	12.0 ～ 53.0	

福岡県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	板 付 牛 頸 線 筑紫野	前	春日市惣利3丁目33番先から 春日市惣利3丁目32番先まで	25.0 ～ 25.0	35.7
			後	春日市惣利3丁目33番先から 春日市惣利3丁目32番先まで	25.0 ～ 45.0	

福岡県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	新 延 植 木 線	前	鞍手町中山2762番3先から 鞍手町中山2768番45先まで	8.5 ～ 12.4	173.0
			後	鞍手町中山2762番3先から 鞍手町中山2768番45先まで	11.8 ～ 17.4	

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成26年1月7日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
豊前市大字島中・松江・中村・築上町大字有安（角田北部地区第1換地区）	換地計画書の写し	平成26年1月21日から 平成26年2月19日まで	豊前市役所・ 築上町役場築城支所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成26年1月7日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
豊前市大字松江（角田北部地区第2換地区）	換地計画書の写し	平成26年1月21日から 平成26年2月19日まで	豊前市役所

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人朝倉青少年国際交流協会

(2) 代表者の氏名

吉村 洋光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町東小田3387番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本の青少年と海外の青少年との国際交流の場を提供することによ

り、相互理解を深め、国際感覚の豊かな青少年の健全育成を図り、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 かけはし

(2) 代表者の氏名

中村 英二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県柳川市大字田脇109番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者を対象とした、社会復帰支援事業並びに高齢者福祉サービス事業を行い、もって地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成25年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成26年2月14日（金曜日） 午前10時～午後5時	久留米市山本町豊田1438番2号 福岡県森林林業技術センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令	午前10時～正午
種苗の産地及び系統に関する事項	午後1時～午後3時
種苗の生産技術に関する事項	午後3時～午後5時

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、平成26年2月10日（月曜日）までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

4 申込書の提出場所及び問合せ先

名 称	所 在 地	電話番号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡県農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉字九郎地山606番地の1	0942-52-5188

行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-0387
------------------	---------------------	--------------

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年11月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福岡県スポーツ振興協会

(2) 代表者の氏名

春山 勝信

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市新飯塚4番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ又は文化の振興、生涯スポーツ社会の実現、及び世界に通用するアスリートの育成とそれに伴う指導者の向上に関する事業を行い、地域住民の健康増進、青少年の健全育成及び豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人嘉麻あねんぷろいず支援センター

(2) 代表者の氏名

渡部 あづさ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉麻市飯田74番地

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、行政主導の失業者支援から自立した地域密着・ボランティア型の失業者支援ネットワークを構築するとともに、地域住民に対し失業・雇用問題に関する助言、相談及び情報提供並びに職業訓練等を実施し、雇用機会の拡充を図ることで、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、行政主導の失業者支援から自立した地域密着・ボランティア型の失業者支援ネットワークを構築するとともに、地域住民に対し失業・雇用問題に関する助言、相談及び情報提供並びに職業訓練等を実施し、雇用機会の拡充を図り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律それに基づく事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人良創夢

(2) 代表者の氏名

田中 真純

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市忠隈394番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、就労年齢にある方々が安心して働ける環境づくりと高齢者の生活の質の向上のために、子どもや高齢者およびその家族や地域住民に対して必要かつ質の高い様々なサービスを提供することにより「良い夢創り」を継続的に支援し、社会への貢献を果たすことを目的とする。